

宇部市福祉ふれあいセンター使用料金表（令和8年10月1日使用分から適用）

区分及び時間		午前	午後	夜間	
		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	
ふれあいホール	(1)	入場料・会費等を徴収しない場合	10,164円	17,028円	22,176円
	(2)	1,000円以下の入場料・会費等を徴収する場合	15,312円	25,608円	33,264円
	(3)	1,001円以上の入場料・会費等を徴収する場合	20,328円	34,056円	44,352円
多目的ホール		4,620円	7,788円	10,164円	
第1講座室		1,320円	2,112円	2,772円	
第2講座室		1,320円	2,112円	2,772円	
第3講座室		2,508円	4,224円	5,544円	
第4講座室		924円	1,584円	2,112円	
美術工芸室		1,320円	2,112円	2,772円	

- 1 使用時間が各区分の使用時間に満たないときの使用料金の額は、当該区分の所定の額とし、使用時間が2以上の区分にわたるときの使用料金の額は、それぞれの区分の所定の額を合算した額とする。
- 2 使用の当日において、使用時間を延長し、又は繰り上げて使用を開始するときの1時間当たりの使用料金の額は、現に許可を受けている使用時間の区分に係る所定の額(2以上の区分にわたるときは、それぞれの区分の所定の額の合算額)の1時間当たりの額の2割増しの額とする。この場合において、超過する時間に1時間に満たない時間がある場合は、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとし、算出して得た額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 ふれあいホールで商行為(例えば、展示即売会等をいう。)を行うときの使用料金の額は、(3)の額とし、ふれあいホール以外で商行為を行うときの使用料金の額は、所定の額の2倍の額とする。